

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律
(令和5年法律第84号)

(大麻取締法の一部改正)

第一条

大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大麻草の栽培の規制に関する法律

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章総則(第一条 第四条)

第二章大麻草採取栽培者(第五条 第十二条の五)

第三章大麻草研究栽培者(第十三条 第十七条)

第四章監督(第十八条 第二十一条)

第五章雑則(第二十二条 第二十三条)

第六章罰則(第二十四条 第二十八条)

附則

第一条を次のように改める。

第一条

この法律は、大麻草の栽培の適正を図るために必要な規制を行うことにより、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)と相まって、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

第二条第三項中「大麻研究者」を「大麻草研究栽培者」に、「都道府県知事」を「第十三条第一項の規定により厚生労働大臣」に、「、大麻」を「、大麻草」に、「大麻草を栽培し、又は大麻を使用する」を「、大麻草を栽培する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「大麻栽培者」を「大麻草採取栽培者」に改め、「とは、」の下に「第五条第一項の規定により」を加え、「繊維若しくは種子」を「種子又は繊維」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「大麻取扱者」を「大麻草栽培者」に、「大麻栽培者及び大麻研究者」を「大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

この法律で「大麻草」とは、カンナビス・サティバ・リンネをいう。

2 この法律で「大麻」とは、大麻草(その種子及び成熟した茎を除く。)及びその製品(大麻草としての形状を有しないものを除く。)をいう

(略)

第二十四条第一項中「大麻を、みだりに、栽培し、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した」を「大麻草をみだりに栽培した」に、「七年」を「一年以上十年」に改め、同条第二項中「犯した」の下に「ときは、当該罪を犯した」を加え、「十年以下の懲役」を「一年以上の有期懲役」に、「三百万円」を「五百万円」に改める。

第二十四条の二を次のように改める

第二十四条の二

削除

第二十四条の三を削る。

(略)

(大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正)

第二条(略)

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第三条

麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(定義等)」に改め、同条第一号中「物」の下に「及び大麻」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一の二 大麻大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十四号)第二条第二項に規定する大麻をいう。

(略)

第四条(略)

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

(令和6年政令第283号)

内閣は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和五年法律第八十四号)の施行に伴い、並びに麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第二項、第三十二条第二項及び別表第一第七十八号ロの規定に基づき、この政令を制定する。

(略)

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正)

第十一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令(平成二十年政令第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日(令和六年十二月十二日)から施行する。

第二条(略)

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に係る第十一条の規定による改正後のインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令(以下この条において「新令」という。)第一条の規定の適用については、第十一条の規定による改正前のインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令第一条第十一号に掲げる罪は、新令第一条第十七号に掲げる罪とみなす。

第四条(略)

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令
(平成20年政令第346号)

(児童の健全な育成に障害を及ぼす罪)

第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(次条において「法」という。)第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする
一から十六まで(略)

十七 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条の二に規定する罪(児童に譲り渡し、児童から譲り受け、又は児童に交付する行為に係るものに限る。)、同法第六十四条の三に規定する罪(児童に対して施用する行為に係るものに限る。)、同法第六十六条に規定する罪(児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。)、同法第六十六条の二(同法第二十七条第一項、第三項又は第四項に係る部分に限る。)に規定する罪(児童に対して施用し又は施用のため交付する行為に係るものに限る。)、同法第六十六条の四に規定する罪(児童に譲り渡す行為に係るものに限る。)、同法第六十八条の二に規定する罪(児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。)、同法第六十九条第五号に規定する罪(児童に譲り渡す行為に係るものに限る。)、同条第六号に規定する罪、同法第六十九条の五に規定する罪(児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。)、同法第七十条第十七号に規定する罪(児童に譲り渡す行為に係るものに限る。)、同条第十八号に規定する罪又はこれらの罪(同法第六十四条の二第一項、第六十四条の三第一項、第六十六条第一項、第六十六条の二第一項、第六十六条の四第一項、第六十八条の二及び第六十九条の五に規定する罪を除く。)に係る同法第七十四条に規定する罪十八から二十五まで(略)

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
(平成15年法律第83号)

(指示)

第十三条 インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は他の法令の規定に違反したと認める場合において、当該違反行為が児童の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該違反行為が行われた時における当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

(事業の停止等)

第十四条 インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に関しこの法律に規定する罪等(この法律に規定する罪にあっては、第三十一条の罪及び同条の罪に係る第三十五条の罪を除く。)その他児童の健全な育成に障害を及ぼす罪で政令で定めるものに当たる行為をしたと認めるときは、当該行為が行われた時における当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該インターネット異性紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 インターネット異性紹介事業者が第八条各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会

は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、当該インターネット異性紹介事業の廃止を命ずることができる。

(処分移送通知)

第十五条 公安委員会は、インターネット異性紹介事業者に対し第十三条の規定による指示又は前条第一項の規定による命令をしようとする場合において、当該インターネット異性紹介事業者がその事務所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に係る事案に関する弁明の機会の付与又は聴聞を終了している場合を除き、速やかに、現に当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会に国家公安委員会規則で定める処分移送通知書を送付しなければならない。

2 前項(次項において準用する場合を含む。)の規定により処分移送通知書が送付されたときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるものとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第十三条及び前条第一項の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

一 当該インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は他の法令の規定に違反したと認める場合において、当該違反行為が児童の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき 児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすること。

二 当該インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に関し前条第一項に規定する行為をしたと認めるとき 六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該インターネット異性紹介事業の全部又は一部の停止を命ずること。

3 第一項の規定は、公安委員会が前項の規定により処分をしようとする場合について準用する。